

従業員の仕事と子育ての
両立支援のために！

事業所内保育施設の 設置・運営を応援します！

(事業所内保育施設設置・運営等支援助成金のご案内)

～あなたの会社に事業所内保育施設はありますか？～

従業員の仕事と子育ての両立のために、お子さんを預かる事業所内保育施設の設置・運営・増築を行う事業主・事業主団体の方々に費用の一部を助成します。

1事業主・1事業主団体につき1施設が対象です。

助成金を受給
するためには

中小企業にも利用
しやすい「共同事業
主型(複数の企業
がいつしょに設置・
運営)」も可能です

以下のことが必要です。

- ◆雇用保険の適用事業の事業主または事業主団体であること。
- ◆原則として、自社で雇用する従業員が養育する乳幼児を預かるための事業所内保育施設を、長期的・安定的に運営する事業主または事業主団体であること。
- ◆育児・介護休業法に規定する育児休業、所定労働時間の短縮措置について、労働協約または就業規則に定め、実施していること。
- ◆次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について、策定・届出、公表及び労働者への周知を行っていること。
- ◆育児・介護休業法等の労働関係法令に違反していないこと。
- ◆労働保険料を滞納していないこと。

※この助成金は予算の範囲内で支給するものですので、申請しても支給されない場合がありますのでご注意ください。

事業所内保育施設設置・運営等支援助成金について

事業所内に保育施設があることは、小さなお子さんを持つ従業員にとって、仕事と子育ての両立のための強い味方です。

そこで、厚生労働省では、一定の基準を満たす事業所内保育施設の設置・運営がしやすくなるよう、事業主等の方々に対し、以下の費用の一部を助成しています。

1 設置費（事業所内保育施設を設置した場合）

- ① **新築、②購入、③既存の所有建物の増改築、④購入した既存建物の増改築、⑤賃借した建物の増改築**に要した費用

※施設の規模は、乳幼児の定員が6人以上であることが必要です。

※施設には乳児室（1人当たり1.65㎡以上）、保育室（1人当たり1.98㎡以上）のほか、調理室と便所があることが必要です。

2 増築費（定員増等に伴う増築又は建て替えを行い、運営を再開した場合）

- ① **5人以上の定員増となる増築**または利用定員2人以上かつ面積3.96㎡以上（1人当たり1.98㎡以上）の**安静室の増築**（安静室の増築については、総面積の増加は要件ではありません）に要した費用

※①の増築施設は、増築の前後において当該助成金の支給要件を満たしていることが必要です。

- ② **5人以上の定員増となる建て替え**に要した費用

※②の建て替え施設は、建て替えの前後において当該助成金の支給要件を満たしていることが必要です。

また、「建て替え」とは、既存の事業所内保育施設と同じ事業所の従業員を利用者として、新たに事業所内保育施設を設置し、既存の事業所内保育施設の用途を廃止することをいいます。

- ③ **当該助成金の支給要件を満たさない施設を、新たに要件を満たす施設に増築又は建て替え**に要した費用

3 運営費（事業所内保育施設の運営を開始した場合、運営開始から5年間）

- ① 事業所内保育施設に配置された**専任の保育士、看護師の人員費**（給料、諸手当、労働社会保険料等）。運営を別企業に委託している場合はその委託料のうち専任の保育士、看護師の人員費

※専任の看護師は、体調不良児対応型運営の場合に限ります。

※労働社会保険料等には、労働保険料、社会保険料、厚生年金保険料及び厚生年金基金を含み、児童手当拠出金、一般拠出金、退職金積立金は含みません。

- ② 事業所内保育施設が**賃貸借施設である場合はその借料**

※敷金、礼金、管理費、駐車場代及び土地の借地料は除きます。

<そのほか必要なこと>

* **保育士の数は、運営時間内（保育士の休憩時間帯も含む）において常時2人以上いることが必要です。**

* **現員（支給対象期間の1日平均保育乳幼児数）の平均が、定員の6割（中小企業3割）以上であること。**

現員の半数以上が、事業主等が雇用する雇用保険被保険者の労働者であることが必要となります。

* 運営開始から5年間の施設の利用者見込み数に基づいた施設の定員規模等にすることが必要となります。

* 小学校就学の始期に達した児童の利用に係る設置費・増築費・運営費は対象外となります。

* 認可外保育施設指導監督基準を満たす施設運営を行うこと、保育室等を2階以上に設ける建物は児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たすことが必要となります。

※ 申請事業主または事業主団体が次のいずれかに該当する場合には、支給した助成金の全部または一部の返還を求めますので、ご留意ください。

- ①不正行為により助成金の支給を受けた場合
- ②助成金の支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合
- ③支給要件を満たしていなかったことが支給後に判明した場合
- ④助成金に係る事業所内保育施設を、目的に反して使用し、譲渡し、交換しまたは貸し付けした場合
- ⑤助成金に係る事業所内保育施設における保育事業を廃止又は運営を休止し再開できない場合

※運営を終了した場合は、原則として、運営期間に応じて助成金の一部の返還が必要です。

金額は、建物の構造と経過年数に応じた減価償却分を除いた額となります。

助成限度額について

	助成率等	助成限度額(運営費は1年間の限度額)			
設置費	【大企業】1/3 【中小企業】2/3	【大企業】1,500万円 【中小企業】2,300万円 * 設置費は、運営開始の初年度に支給決定額の2分の1を支給し、3~5年度に要件を満たした場合に残額を支給します。			
増築費	【大企業】1/3 【中小企業】1/2	増築	【大企業】750万円 【中小企業】1,150万円 ※5人以上の定員増を伴う増築、体調不良児のための安静室等の整備、支給要件を満たさない施設を新たに満たす施設にする増築		
	【大企業】1/3 【中小企業】1/2 ただし、定員増の場合は (増加する定員) / (建て替え後の施設の定員) × 【大企業】1/3 【中小企業】1/2	建て替え	【大企業】1,500万円 【中小企業】2,300万円 ※5人以上の定員増を伴う建て替え、支給要件を満たさない施設を新たに満たす施設にする建て替え * 増築費は、増築、建て替えにかかわらず、設置費と同様、運営再開の初年度と3~5年度の2回に分けて支給します。		
運営費	【大企業】1/2 【中小企業】2/3 <注> (運営に要した費用) - 【施設定員(最大10人) × 運営月数 × 月額1万円(中小5千円)] により算出した額に 助成率を乗じます	運営形態	現員 (現員が定員を超える場合は定員)	支給限度額	
		通常型	15人未満	379万2千円	体調不良児対応型 については、左記 それぞれの型の 運営に係る額 +165万円
			15~20人未満	540万円	
			20人以上	699万6千円	
		時間延長型	15人未満	505万2千円	
			15~20人未満	729万円	
			20人以上	951万6千円	
		深夜延長型	15人未満	533万2千円	
			15~20人未満	778万円	
20人以上	1,014万6千円				

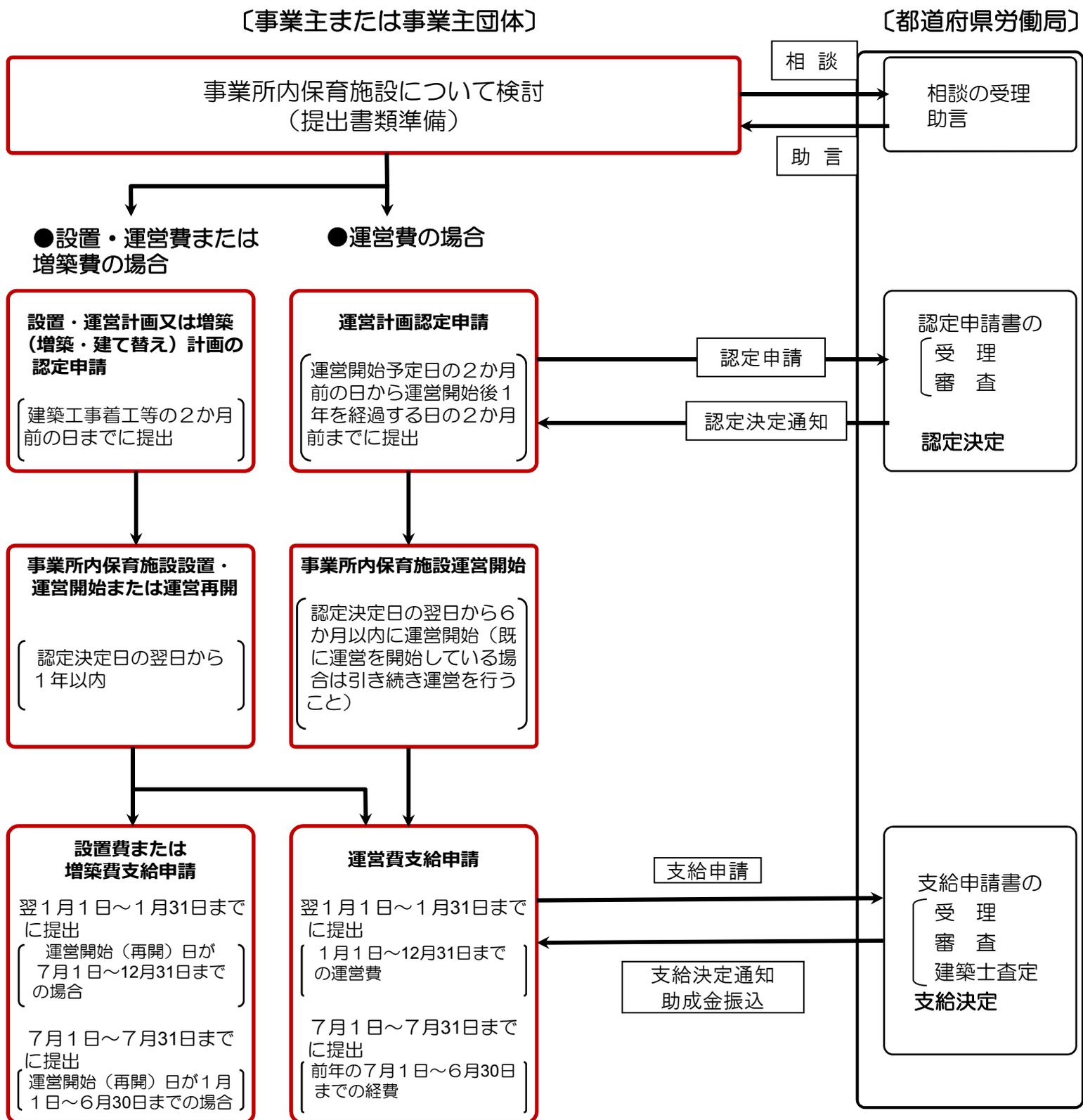
- ※ 助成金の対象となる費用は、上記のそれぞれについて、事業所内保育施設に係る部分に限ります。
- ※ 運営期間が1年に満たない場合は、上表の額を月割した額が助成限度額となります。
- ※ 時間延長型及び深夜延長型の助成限度額は、延長時間数または深夜時間数により上表の額より低くなる場合があります。

◎ 中小企業事業主の範囲

中小企業事業主の範囲は、「資本または出資の額」「常用労働者数」のいずれかが下表に該当する場合となります。

区分	小売業	サービス業	卸売業	その他の業種
資本または出資の額	5千万円以下	5千万円以下	1億円以下	3億円以下
常用労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

助成金の受給の流れ及び手続



◆このリーフレットにお示しするほかにも要件等がございますので、
詳細は、都道府県労働局雇用均等室にお問い合わせください。

厚生労働省トップページ→「分野別の政策」の「雇用均等」→「施策情報」内「仕事と家庭の両立」の「事業主の方へ」
→「事業主の方への給付金のご案内」

(参考：両立支援助成金に関するホームページ http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01)